

「東京アプリ 生活応援事業」は公共事業とはいえない

本事業は、以下のような条件を満たす人のみが対象であり、本来の公共事業（対象者であれば、誰でも等しくその権利が受けられる事業）とはいえない。

- ①年齢: 15 歳以上
- ②東京都内に住民登録がある方
- ③有効期限内のマイナンバーカードを所持している
- ④NFC（非接触決済）対応スマートフォンの所持
- ⑤利用者証明用電子証明書の暗証番号（4 桁）※マイナカード発行時に設定する番号

① その目的に「昨今の物価高騰など社会情勢の変化を踏まえて都民の生活をより一層応援するため」とある以上、15 歳未満の子どもたちにも等しく生活支援をすべきであるのに、これを事前に排除している。15 歳未満の子ども本人はもとより、その保護者にとってこそ、「昨今の物価高騰」を多少なりとも軽減する生活支援は切実である。

※東京都は O18 サポートを行っているので、これと重複するとして支援の対象に含めない理由にしているが、そもそも支援の目的（「O18 サポート」は「学びなど子供の育ちを切れ目なくサポート」）も制度設計自体も異なる事業である。

② 都内に住民登録をしていない生活困窮者にも手を差しのべるべきである。住民登録の有無でこれを排除することは、更なる生活困窮者を増やすことになる。

③ マイナカードの所持は任意であるにもかかわらず、これを手続段階で事実上強制している。
※マイナカード所持が任意である法的な根拠は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第 16 条の 2 に明記のとおり（【資料】参照）。

④ スマホが持てない生活困窮者、スマホを持たない人、スマホを持っていても使い方が分からない人、スマホを使用するのが困難な人（障害者や高齢者など）を結果的に支援の対象から排除している。

※書類（本人確認・都内在住確認・支援申請書）提出による申請を可能にすれば、②～④は解決する。これらをあえて除外していることが、本「事業」の問題点と言える。

①の問題点は、東京都がこのような差別的扱いを自覚し、改めれば解決する。

【法的根拠】

日本国憲法

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第 17 条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求むることができる。

地方自治法

第 10 条 2 項 住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

第 16 条の 2 機構は、政令で定めるところにより、住民基本台帳に記録されている者又は戸籍の附票に記録されている者（国外転出者である者に限る。第四項において同じ。）の申請に基づき、その者に係る個人番号カードを作成するものとする。

国家賠償法

第 1 条 1 項 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

第 7 条 2 項 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、（中略）社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例

第 7 条 2 項 都及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（中略）があつた場合において、（中略）障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢、障害の状態等に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。